

羽生都市計画地区計画の変更（羽生市決定）

決定告示年月日
令和2年3月27日

都市計画上岩瀬産業団地地区地区計画を次のように決定する。

名称		上岩瀬産業団地地区地区計画			
位置		羽生市大字上岩瀬の一部			
面積		約7.3ha			
地区計画の目標		<p>本地区は、羽生市の西部に位置し、国道122号の西側に接する区域であり、東北縦貫自動車道羽生ICから約5kmに位置し、広域交通網のアクセス性が高く、工業用地に適した地区である。また、羽生市総合振興計画に製造・流通業務の企業誘致を積極的に検討する企業誘致検討ラインに位置付けられている。</p> <p>これら道路交通網に優れた地区の特徴を活かし、地域経済の活性化及び雇用の促進を図るため、地区周辺の豊かな田園環境と調和した良好な産業団地を計画的に整備することを目的とする。</p>			
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区は、東北縦貫自動車道へのアクセスの良さ、国道122号に接しているという立地条件を活かし、工業系・流通系土地利用を誘導し、機能的な企業活動を促進するとともに、周辺の田園環境と調和した良好な環境を有する産業団地の形成を図る。</p>			
	地区施設の整備の方針	<p>本地区周辺の田園環境と調和した産業団地を形成するために整備される道路、公園等を地区施設に定め、その機能の維持・保全を図る。</p> <p>また、地区外周及び主要な道路に面する部分に田園との調和をイメージした高木植栽空間を配置する。</p> <p>なお、地区施設で定めた緩衝緑地帯のうち幅員2分の1以上の部分については、成木時で4m以上となる在来種の樹木を植栽し、高木植栽空間の維持・保全を図る。</p>			
	建築物等の整備の方針	<p>土地利用の方針で示した産業団地を形成するために、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限、建築物の緑化率の最低限度及び垣又は柵の構造の制限を定める。</p>			
	その他当該地区の整備、開発及び保全の方針に関する方針	<p>田園環境と調和した良好な環境を有する産業団地を形成し、その環境を保全するとともに、環境負荷の低減を図るため、地区内では積極的に敷地内緑化を推進し、建築物の屋上緑化、壁面緑化等の確保に努める。</p>			
地区施設の配置及び規模	名称		幅員	延長・面積	備考
	公園		—	約2,100㎡	
	調整池		—	約2,200㎡	
	道路	区画道路1号	9.5m	約330m	歩道(幅員2.5m)含む。
		区画道路2号	9.5m	約200m	歩道(幅員2.5m)含む。
	緩衝緑地帯	緩衝緑地帯1号	10m	約4,100㎡	幅員の1/2以上を高木植栽帯とする。 ただし、壁面後退区域における工作物の設置の制限ただし書に該当する工作物等の部分を除く。
		緩衝緑地帯2号	10m	約1,700㎡	
		緩衝緑地帯3号	10m	約5,200㎡	